

新	旧	備考
<p data-bbox="183 194 884 226">貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p data-bbox="539 274 976 341">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00073 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="96 391 976 694">この規程は、<u>貿易一般保険包括保険（企業総合）</u> <u>手続細則（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00027）</u> 第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書第 1 条に定める対象契約のうち 2 年未満案件（<u>「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</u></p> <p data-bbox="517 742 551 770">記</p> <p data-bbox="103 818 327 847"><b>1 基本的引受基準</b></p> <p data-bbox="125 858 311 887">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="125 898 976 1161">(3) 「別表 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。</p> <p data-bbox="147 1173 976 1240">ただし、次のすべての条件を満たす<u>対象契約</u>にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p data-bbox="147 1251 311 1279">①～② (略)</p> <p data-bbox="147 1291 976 1394">③ 起算点（「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」2 に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が 1 年以内のもの</p> <p data-bbox="125 1406 976 1473">(4) 対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれかの者とする。）が、保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金等の</p>	<p data-bbox="1086 194 1787 226">貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p data-bbox="1442 274 1879 341">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00073 沿革 <u>平成 27 年 11 月 2 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="1001 391 1881 654">企業総合<u>保険</u>手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（以下「特約締結者」という。）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書第 1 条に定める対象契約のうち <u>日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」</u> に適用するものとする。</p> <p data-bbox="1426 742 1460 770">記</p> <p data-bbox="1008 818 1232 847"><b>1. 基本的引受基準</b></p> <p data-bbox="1030 858 1216 887">(1)～(2) (略)</p> <p data-bbox="1030 898 1881 1161">(3) 「別表 <u>1</u> 国別引受基準」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。</p> <p data-bbox="1052 1173 1881 1240">ただし、次のすべての条件を満たす<u>案件</u>にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。</p> <p data-bbox="1052 1251 1216 1279">①～② (略)</p> <p data-bbox="1052 1291 1881 1394">③ 起算点（「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」<u>2.</u> に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が 1 年以内のもの</p> <p data-bbox="1030 1406 1881 1473">(4) 対象契約の相手方（対象契約の相手方が複数の場合にあつては、いずれの者とする。）が、保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金等の額</p>	

新	旧	備考
<p>額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更通知時。以下同じ。)において海外商社名簿について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿(以下「名簿」という。) <u>上GS格、GA格若しくはGE格、EE格、EA格、EM格、EF格若しくはEC格、名簿区分P、SA格若しくはSC格又は事故管理区分Rに格付けされた者のみについて保険を引き受けるものとし、てん補する責めに任ずる。ただし、取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により代金等が決済される対象契約及び政府開発援助契約等(「別紙3 政府開発援助契約等」に規定する対象契約をいう。以下同じ。)のうち以下(5)に該当するものを除き、名簿の格付けにより信用事由(貿易一般保険約款(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。)第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。)のてん補範囲を制限するものとする。なお、対象契約の相手方が複数の場合であつて、対象契約の相手方が対象契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、対象契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。</u></p> <p>(5) 政府開発援助契約等については、信用事由により生じた損失を以下のとおりてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「別紙3 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等(以下「借款等」という。)のうち、<u>1(1)(ただし、決済方式を問わない。)</u>及び<u>2により決済が行われる対象契約における輸出等不能の信用事由(約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。)(対象契約の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。)</u>及び<u>代金回収不能の信用事由(約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。)</u></p> <p>② <u>上記①の対象契約に該当しない政府開発援助契約等における輸出等</u></p>	<p>が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更通知時。以下同じ。)において海外商社名簿について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063)第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿(以下「名簿」という。) <u>のGS格、GA格若しくはGE格、EE格、EA格、EM格、EF格若しくはEC格、名簿区分P、SA格若しくはSC格又は事故管理区分Rに格付けされた者のみについて保険を引き受けるものとし、てん補する責めに任ずる。ただし、取消不能信用状(信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの及び政府開発援助契約等(「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)のうち以下(5)に該当するものを除き、名簿の格付けにより信用事由(貿易一般保険約款(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。)第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。)のてん補範囲を制限するものとする。なお、対象契約の相手方が複数の場合であつて、対象契約の相手方が対象契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、対象契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。</u></p> <p>(5) 政府開発援助契約等については、信用事由により生じた損失を以下のとおりてん補する責めに任ずる。</p> <p>① <u>政府開発援助契約等の1(1)及び2.については対象契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由(約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。)</u>及び<u>代金回収不能の信用事由(約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号事由をいう。)</u>。ただし、<u>対象契約の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。</u></p> <p>② <u>上記①以外の政府開発援助契約等については、L/Cスイッチ方式、</u></p>	

新	旧	備考
<p>不能の信用事由（約款第4条第11号の事由にあっては対象契約の相手方が名簿上G S格、G A格又はG E格に格付けされている場合に限る。）及び代金回収不能の信用事由</p> <p><u>なお、借款等の契約の締結前及び事故時発生日において当該借款等の契約が無効であった場合の信用事由による損失については、てん補する責めに任じないこととする。</u></p> <p>(6) 契約発効条件のある対象契約の保険契約の申込みは、日本貿易保険は対象契約の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責めに任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、対象契約の発効前の申込みを妨げるものではない。</p>	<p><u>トランスファー方式（本邦内のみで決済が完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者、仲介貿易者若しくは技術提供者（以下「輸出者等」という。）への直接送金により決済される対象契約につき輸出不能の信用事由及び代金回収不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあっては対象契約の相手方が名簿上G S格、G A格又はG E格に格付けされている場合に限る。</u></p> <p><u>(6) OECD輸出信用アレンジメントの取決めのうち頭金の受領については、次により取り扱うものとする。</u></p> <p><u>① 契約金額が3,000万米ドル以上の公的バイヤー向けの2年未満案件（代金等のすべての部分の決済が各船積後1年内に行われるもの及び船舶に係わるものを除く。）については、契約締結時又は契約発効時（契約締結後又は契約発効後60日以内という場合も含む。）に以下のとおり頭金を受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>イ. 中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の5%以上の額</u></p> <p><u>ロ. 高所得国向け案件の場合については、契約金額の10%以上の額</u></p> <p><u>なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款に関する取決めに基づき供与された資金により一部決済される商談については、上記イ及びロにおいて、契約締結時又は契約発効時として契約締結後又は契約発効後90日以内という場合も含むものとする。</u></p> <p><u>(注) 上記イ及びロの国分類は、OECD輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。</u></p> <p><u>② 上記①にかかわらず、対象契約の締結時又は当該契約の発効時に所定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記①に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第4条第11号の事由により受ける損失についてはてん補する責めに任じない。</u></p> <p>(7) 契約発効条件のある対象契約の保険契約の申込みは、日本貿易保険は対象契約の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責めに任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、対象契約の発効前の申込みを妨げるものではない。<u>この場合の保険契約上の取扱いは、次のとおりとする。</u></p>	

新	旧	備考
<p>なお、対象契約が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更通知により順次申込みを行うものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 貿易一般保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034。以下「運用規程」という。）第 22 条から第 24 条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記 1 (3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第 1 条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① <u>契約金額の全部又は一部が「別紙 3 政府開発援助契約等」の 1 (1) (決済方法を問わない。)</u> 又は 2 に該当する対象契約</p> <p>② (略)</p> <p>(11) 特約書附帯別表第 4 第 1 号に規定する「保険申込みを要すると定められているもの」とは、2 <u>国別引受基準の(1)③ - 1 又は③ - 2 の条件に該当する対象契約とする。</u></p> <p>(12) その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた対象契約であって、特約締結者が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00042）により取り扱うこととする。ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象</p>	<p>イ. <u>対象契約が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更通知により順次申込みを行うものとする。</u></p> <p>ロ. <u>対象契約の発効前に申込みがあった場合は、約款第 24 条第 1 項の規定を適用しない。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 貿易一般保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034。以下「運用規程」という。）第 22 条から第 24 条までのいずれかに該当する対象契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。上記 1. (3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する対象契約は、特約書第 1 条の規定及びこの規程にかかわらず、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について、特約締結者が保険契約の締結を希望する場合は、特約書及びこの規程に従い保険契約を締結する。</p> <p>① <u>契約金額の全部又は一部が政府開発援助契約等の 1 (1) 又は 2. に該当する対象契約 (決済方法のいかんを問わない。ラインバース方式等により決済が行われるものを含む。)</u></p> <p>② (略)</p> <p>(12) 特約書附帯別表第 4 第 1 号に規定する「保険申込みを要すると定められているもの」とは、2. <u>国別引受基準の(1)③ - 1 又は③ - 2 の条件に該当する対象契約とする。</u></p> <p>(13) その他</p> <p>① フルターンキー条項の付いた対象契約であって、特約締結者が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00042）により取り扱うこととする。ただし、「別表 1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である</p>	

新	旧	備考
<p>契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>②～③ （略）</p> <p><b>2. 国別引受基準</b></p> <p>仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。</p> <p>なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次の① - 1、① - 2及び②に該当する対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③ - 1及び③ - 2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。その他の場合については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>① - 1～① - 2 （略）</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。）</p> <p>(表略)</p> <p><u>(注1) ②における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) ①において同じ。)</u></p> <p><u>イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。</u></p> <p><u>ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③ - 1 (ii) ロにおいて同じ。）が発行若しくは確認するILCにより決済される場合</u></p>	<p>対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>②～③ （略）</p> <p><b>2. 国別引受基準</b></p> <p>仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。</p> <p>なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」によるものとする。</p> <p>(1) 引受停止国</p> <p>次の① - 1、① - 2及び②に該当する対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>③ - 1及び③ - 2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。その他の場合については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>① - 1～① - 2 （略）</p> <p>② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。）</p> <p>(表略)</p>	

新	旧	備考
<p>について保険契約を締結する。この場合、<u>I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>(注2) <u>前受金により支払いを受ける対象契約の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p>イ <u>対象契約の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについては保険契約を締結する。この場合、前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>ロ <u>一の対象契約のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認する I L Cにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>③ - 1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する対象契約</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 下記イからハまでのうちいずれかのもの</p> <p>イ <u>前受金により支払いを受ける対象契約</u></p> <p>ロ <u>日本又は第三国の銀行が発行又は確認する I L Cにより決済される対象契約</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>③ - 2 ③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付き I L C決済の<u>対象契約</u></p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(注1) <u>③ - 2における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p>イ <u>対象契約の全体が、政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。</u></p> <p>ロ <u>一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた残りの契約金額の全部又は一部が③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する場合（ただし、③ - 2に該当する場合を除く。）、政府開発援助等及び当該③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該</u></p>	<p>③ - 1 イラクが仕向国、支払国又は保証国であって、以下に該当する対象契約</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 下記イからハまでのうちいずれかのもの</p> <p>イ <u>前受金により支払いを受ける対象契約</u></p> <p>ロ <u>日本又は第三国（上記① - 1、① - 2及び②に該当する国を除く。以下同じ。）の銀行（名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされているものに限る。）が発行又は確認する I L Cにより決済される対象契約</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>③ - 2 ③ - 1 (ii)のうち以下に該当するもの、及びイラク財務省保証付き I L C決済の<u>案件。</u></p> <p>(i)～(ii) (略)</p> <p>(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>イ <u>対象契約の契約金額の全部が、政府開発援助契約等に該当するものについては保険契約を締結する。</u></p> <p>ロ <u>対象契約の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当するものうち、残りの契約金額の全部又は一部が③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する場合（ただし、③ - 2に該当する場合を除く）、政府開発援助等及び当該③ - 1 (ii)イ、ロ又はハに該当する部分について</u></p>	

新	旧	備考
<p>当する部分について日本貿易保険はてん補する責めに任ずる（ただし、下記ハに該当する場合を除く。）。</p> <p>ハ <u>一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、③ - 2 (i) に該当する対象契約又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii) 若しくはイラク財務省保証付き I L C 決済に該当する対象契約であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i) に該当する対象契約については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i) に該当しない対象契約については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii) に該当する部分（ただし、③ - 2 (ii) に該当する部分を除く。）について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金の受領及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取扱いと同様とする。</u></p> <p>ニ <u>上記イからハ以外の場合、一の対象契約のうち政府開発援助契約等に該当する部分のみ、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>(注2) ③ - 1 (ii) イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。</p> <p>イ <u>～ロ</u> (略)</p> <p>(注3) ～ (注4) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準</p> <p>政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L C により決済を行う場合で、対象契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。</p>	<p>日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。（ただし、下記ハに該当する場合を除く。）。</p> <p>ハ、<u>対象契約の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当するものうち、③ - 2 (i) に該当するもの又は残りの契約金額の全部又は一部が③ - 2 (ii) 若しくはイラク財務省保証付き I L C 決済に該当する場合であって、日本貿易保険が内諾書を発行した場合には、当該内諾書に基づき、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。日本貿易保険が内諾書を発行しなかった場合には、③ - 2 (i) に該当する案件については、政府開発援助契約等に該当する部分についてのみ、③ - 2 (i) に該当しない案件については、政府開発援助契約等及び③ - 1 (ii) に該当する部分（ただし、③ - 2 (ii) に該当する部分を除く）について、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。なお、前受金及び I L C の取得に係る日本貿易保険のてん補責任については、③ - 1 の取扱いと同様とする。</u></p> <p>ニ、<u>上記イからハ以外の場合、政府開発援助等に該当する部分のみ、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p>(注2) ③ - 1 (ii) イ、ロ又はハに該当する対象契約とは次のものをいう。</p> <p>イ <u>～ロ</u> (略)</p> <p>(注3) ～ (注4) (略)</p> <p>(2) 条件付引受国</p> <p>① 引受基準</p> <p>政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L C により決済を行う場合で、対象契約の保証国が支払国以外の国のときは、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。</p>	

新	旧	備考
<p>② 条件等</p> <p>イ 「別表 国別引受基準」の『<u>契約等の金額の上限</u>』欄に金額の記載のある国を支払国とする対象契約については、<u>対象契約の契約金額が当該『契約等の金額の上限』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。</u></p> <p>ロ <u>対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が</u>「別表 国別引受基準」の『<u>決済方法に係る条件</u>』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>ハ <u>対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が</u>「別表 国別引受基準」の『<u>その他の条件</u>』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、対象契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>(注) 当該契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）ものは次のものをいう。</p> <p>①～② 略</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成27年11月16日</u>] この改正は、<u>平成27年11月30日</u>から実施する。</p>	<p>② 条件等</p> <p>イ. <u>対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が</u>「別表 <u>1</u> 国別引受基準」の『<u>決済方法に係る条件</u>』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金が受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>ロ. <u>対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が</u>「別表 <u>1</u> 国別引受基準」の『<u>その他の条件</u>』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、対象契約における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。</p> <p>(注) <u>当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）ものは次のものをいう。</u></p> <p>①～② 略</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>平成27年11月2日</u>] この改正は、<u>平成27年11月10日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p>	<p>[別紙1]</p> <p>2年未満案件の解釈等</p>	



新	旧	備考
<p>1 <u>  </u> 2年未満案件とは、次のいずれかに該当する対象契約をいう。 (1)～(2) (略)</p> <p>2 <u>  </u> 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。 ①～③ (略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 <u>  </u> E/S : Each Shipment 2 <u>  </u> M/S : Middle Shipment 3 <u>  </u> LM/S : Last Major Shipment 4 <u>  </u> P/A : Provisional Acceptance 5 <u>  </u> C/O : Commissioning</p>	<p>1. <u>  </u> 2年未満案件とは、次のいずれかに該当する対象契約をいう。 (1)～(2) (略)</p> <p>2. <u>  </u> 起算点については、OECD輸出信用アレンジメントによるほか、次のように運用する。 ①～③ (略)</p> <p>(備考)</p> <p>1. <u>  </u> E/S : Each Shipment 2. <u>  </u> M/S : Middle Shipment 3. <u>  </u> LM/S : Last Major Shipment 4. <u>  </u> P/A : Provisional Acceptance 5. <u>  </u> C/O : Commissioning</p>	
<p>[別紙2]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1 <u>  </u> 対象契約の仕向国は、以下によるものとする。 ① (略) ② 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国<u>  </u>(対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあつては、対象契約の相手方が所在する国)<u>  </u> ③ (略)</p> <p>2 <u>  </u> 対象契約の支払国は、以下によるものとする。 ①～② (略)</p> <p>3 <u>  </u> 対象契約の保証国は、以下によるものとする。 ① ILCにより決済を行う場合は、ILC発行銀行の所在する国<u>  </u>(ILC発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>当該支店の所在する国</u>)</p>	<p>[別紙2]</p> <p>仕向国及び支払国等の取扱い</p> <p>1. <u>  </u> 対象契約の仕向国は、以下によるものとする。 ① (略) ② 本邦内又は貨物の船積国内において貨物の受渡しを行う対象契約の場合は、対象契約に定める最終仕向地の属する国。<u>ただし、対象契約に最終仕向地を定めていない場合にあつては、対象契約の相手方が所在する国</u> ③ (略)</p> <p>2. <u>  </u> 対象契約の支払国は、以下によるものとする。 ①～② (略)</p> <p>3. <u>  </u> 対象契約の保証国は、以下によるものとする。 ① ILCにより決済を行う場合は、ILC発行銀行の所在する国。<u>ただし、ILC発行銀行が支店の場合であつて支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット</u></p>	

新	旧	備考
<p>② 確認付の I L C の場合は、当該 I L C の確認銀行が所在する国（ I L C 確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、<u>当該支店の所在する国</u>）</p>	<p><u>順でいずれか後にくる文字の国。</u></p> <p>② 確認付の I L C の場合は、当該 I L C の確認銀行が所在する国。<u>ただし、 I L C 確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表 2 国カテゴリー表」における記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u></p> <p><u>(注) 上記①又は②のうち I L C の発行（又は確認）銀行が支店であって本店が異なる国に所在する場合は、当分の間支店の所在国を保証国とすることを妨げない。ただし、この場合にあっては、当該本店の所在国に係るてん補事由による損失については、てん補しない。</u></p>	
<p>[別紙 3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>借款等（注）により決済される対象契約</u>をいう。</p> <p>1 <u>決済が L / C スイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者等（輸出者、仲介貿易者又は技術提供者をいう。）への直接送金のいずれかにより行われる借款等</u>                  (1) ~ (16) (略)</p> <p>2 <u>日本政府が支払人となる贈与又は無償供与等</u></p> <p>注：<u>保険契約の申込時において、当該借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあっては契約発効済。）であることを書面にて確認できる場合に限る。</u></p>	<p>[別紙 3]</p> <p>政府開発援助契約等</p> <p>政府開発援助契約等とは、次に掲げる<u>ものをいう。</u></p> <p>1. <u>決済が L / C スイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は当該借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるもの</u>                  (1) ~ (16) (略)</p> <p>2. <u>贈与、無償供与等日本政府が支払人となる対象契約</u></p> <p><u>政府開発援助契約等に係る保険契約の申込みを行う場合には、当該対象契約の代金等が上記借款供与機関の実施する借款等により決済されるものであることを証する書類の写しを添付すること。</u></p>	
<p>[別紙 4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の対象契約。ただし、当該プロジ</p>	<p>[別紙 4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の対象契約</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。以下同じ。）の用に供する貨物等の対象契約。ただし、当該プロジ</p>	

新	旧	備考
<p>プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が <u>15 億円以上</u>のものに限る。</p>	<p>プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする対象契約であって当該契約金額が <u>10 億円超</u>のものに限る。</p>	
<p>[別紙5] (略)</p>	<p>[別紙5] (略)</p>	
<p>[別表]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>注1：1 以下のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 対象契約の代金等の全部について、以下の①から⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項に基づき、I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易</p>	<p>[別表 1]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>※「<u>契約等の金額の上限</u>」：一件当たりの対象契約の金額の上限  「<u>ユーザンスの上限</u>」：対象契約における代金等の支払猶予期間</p> <p>注1：1. 以下のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 対象契約の代金等の全部について、以下の①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 前項に基づき、I L C による決済又は前受金による支払いを行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得又は前受金を受領する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において貿易</p>	

新	旧	備考
<p>一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00073）別表の注1に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>注2 （略）</p>	<p>一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00073）別表<u>1</u>の注1に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前又は前受金（貨物の船積前又は対価の確認前に受領する代金、賃貸料又は対価等をいう。）の受領前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>注2 （略）</p>	
<p>(削除)</p>	<p><u>[別表2]</u></p> <p><u>国カテゴリー表</u> (略)</p>	